

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	大気汚染防止法	法令の番号	昭和 43 年法律第 97 号				
不利益処分の種類	特定物質に関する事故時の措置命令	根拠条項	第 17 条第 3 項				
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合</p> <p>ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出された場合で、当該事故に係る工場・事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときに処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度</p> <p>その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずる。</p>						
対応区分	1 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次 NO	
	2 聴聞の実施						